

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成29年度第1回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成29年11月21日（火） 午前9時30分～11時
開 催 場 所	市役所 4階 会議室
議 題	(1) 諮問：高松市議会の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに 議会における政務活動費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	6人（高塚委員欠席） 桑城秀樹、土井信幸、奈良茂子、深田幸夫、山田径男、與田康子
傍 聴 者	1人
担 当 課 及び 連 絡 先	総務課 (Tel 839-2181)

【経過及び結果】

1 会議の公開の決定

会長から本審議会の会議を公開とする旨の発言があり、今後、会議を非公開とすべき審議事項が生じた場合には、その都度、本審議会において公開・非公開を決定することとした。

2 審議会資料の説明

市長からの諮問の後、事務局から本市の議員報酬、市長及び副市長の給料、政務活動費の額の状況、本市の財政状況、人事院・香川県人事委員会の勧告内容、他市の状況等について説明し、それに対し各委員から質問があった。

【主な質疑応答】

委員) 政務活動費について、平成28年度は議員40人中27人が返還している。それほど返還しているのであれば、支給額10万円（月額）の政務活動費が必要なのか。半分以上の議員が返還する状況下では、もう少し低額の支給でもよいのではないのか。

事務局) 確かに半数以上の議員が平成27年度及び28年度の政務活動費を返還している状況である。

一方で、28年度は13人が全額執行しており、そのような議員は有効に活用しているという考え方もできる。また、本年度からの取組として政務活動費に関する領収書等をホームページで公開することとしており、政務活動費の使途の透明性を図る努力をしている。

ただ、支給額が適当かどうかは、この審議会で御議論いただきたい。

委員) 政務活動費を全額執行している13人は、本当に有効な活動をしているのだろうか。

委員) 領収書等をホームページで公開することによって、使途の透明性が図られ、議員には、それがプ

レッシュャーとなり、より良い適正化が図られたのでは。ホームページ上での公開の効果はあったと思う。

委員) 議員活動を十分に行っている人は地域の中で成果をあげており、そのような議員については報酬額が高いとは思わない。また、今回の説明資料や新聞から判断する限り、市長や副市長は大変多忙であることが伺える。これほど活動を行う必要があるのか。地域での行事の主催者側からすれば、市長が出席してくれて当然というような風潮もあるが、それらのすべてに出席する必要はないと考える。報酬額の減額、増額等に関しては、特に意見はない。

委員) 市長の活動日数は驚くほど多いので、地域での行事等については、代理出席等をもっと有効に活用すべきではないのか。その一方で、議員の活動は市民から見えづらい。活動が見える議員は非常に頑張っている。議員報酬は一律なのだが、活動状況によって報酬を上げるべき議員、そうでない議員と、判断を各々にしてもいいのではないか。また、最近、県議会で問題となっている議員の海外視察は、高松市議会でも実施しているのか。

事務局) 実施している。

海外行政視察の実施に当たっては、県議会でも本市の議会でも、旅費を執行する場合には議会の議決が必要となる。また、本市の場合、国家公務員の旅費法に基づく額を上限に支給することにしており、このような旅費を執行する出張は、政務活動費とは別枠のものである。今回問題になっている県議の海外視察についても、県議会の旅費を執行する出張であり、県議会の議決を受けて実施しており、政務活動費とは別枠のものである。

政務活動費の支出対象となるのは、個人単位での研修のための出張や行政視察等である。

委員) 岡山県議会では、政務活動費を活用し、書籍を大量に購入している事例があった。本市の政務活動費の使途基準運用指針では、書籍名などを領収書に記載しなければならないと規定されているが、実際に書籍名も記載されているのか。

事務局) 領収書には、実際に書籍名も記載されている。

委員) 特定の議員の政務活動費について、特定の費目の支出が多い場合、確認するチェック側は分かるのか。

事務局) 資料購入費が多い議員の把握などは可能である。

委員) 民間企業において、賃金を決定する際の三大要素は、物価動向、雇用情勢、企業業績と言われている。言い換えれば支払能力であり、それらに世間相場を加えて賃金を決定している。物価動向は、日銀が2%の物価上昇を政策目標に掲げているものの、平成29年度の見込みは0.7%と微増という状況である。雇用情勢は、業態を問わず人手不足で初任給を引き上げる必要があるなどのひっ迫感がある。企業業績は、増収増益見込みとする企業が昨年度より若干増加し、ゆるやかな回復傾向にあるが、地方経済はそこまで良くなっていない。世間相場は、今年の春闘の場合、賃上げが2%だったが、その内訳は、定期昇給が1.8%で、ベースアップは0.2%程度の微増に留まった。

民間の判断基準を本市に置き換えてみると、物価は民間と同様に微増だが、雇用情勢は関係性が薄い。企業業績については、本市の財政力指数や実質公債費比率などから一定の努力は認められ、財政状況に特段の問題は認められないが、中期財政収支見通しやプライマリーバランスなどを見れば、将来的には予断の許さない状況である。また、世間相場として、中核市や四国内の報酬水準を見ると、本市の財政規模から考えて、妥当な順位にあると思われる。なお、人事院・県人事委員会からは、給

与やボーナスの引上げが勧告されている。

こうした官民の状況を踏まえると、市長・副市長の給与、議員の報酬は今回引上げ、引下げを行う特段の理由はない。月例給を上げなくても、人事院勧告により期末手当は増加する。よって、据置きが妥当と考える。

委員) 山田委員と同意見である。据置きが続いている状況で、今回も据置きが妥当ではないかと考える。理由としては、一般会計、特別会計とも黒字であり、実質公債費率には改善傾向もみられるが、プライマリーバランスが赤字であったり、財政調整基金の取崩しがあったりと厳しい状況でもある。中核市の状況と比較しても、格段に上位や下位ではない。もうしばらく財政状況等を見守り、現時点では据置きが妥当ではないか。

委員) 政務活動費の使途の透明性は、以前に比べて向上している。その結果、返還件数が急増するとともに、執行額も減少している。今後もこのような状況が続くようであれば、支給額10万円(月額)の政務活動費の妥当性がどうかといった議論の声は高まってくるように思う。

委員) 本市が県内でもいち早く政務活動費の使途の透明性を図ったことは非常に良かった。

委員) 政務活動費の使途の透明性を図ることによって、その利用の適正化が図られた部分は大きい。議員の意識や使途状況等で政務活動費の支給額に対する議論が深まってくるのではないか。

また、先ほど議論があったように市長の活動日数が多すぎる。もう少し活動を控えることも考えるべきではないのか。

事務局) 市長に他の公務が予定されているときは、代理で副市長や局長が出席する場合もある。ただ、日程が空いていれば市長が出席することが多い。

委員) 政務活動費の執行の多寡について、議員の所属会派との相関関係はあるのか。

事務局) 特別な相関関係はない。

委員) 政務活動費の使途で燃料費の使用基準はあるのか。

事務局) 全国的な判例等を参考に、燃料費の1/2を上限としている。

委員) 政務活動費の領収書等をホームページで公開することによって、その使途の透明性が向上したので、これについて市民からの問合せが増えたなどの反響はあるのか。

事務局) 議会事務局からは、問合せや反響は特段なく、市民には概ね好意的に捉えられているようだと言っている。

委員) 政務活動費の報告は年1回か。

事務局) 年1回で、毎年4月末に議長に報告することになっている。